

令和3年度事後評価実施結果報告書

(法務省3-(3))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け： - 2 - (4))					
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。					
達成すべき目標	教員や教育関係者に対し、広報活動等の実施により法教育に対する理解を促進し、併せて、利便性の高い法教育教材を提供することにより、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現し、ひいては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることを通じ、多様な人々が互いを尊重しながら共生する自由で公正な社会を支える人材を育成する。					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	28,879	31,207	28,854	30,261
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	28,879	31,207	28,854	
執行額(千円)	22,183	25,310	23,390			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 第2-2 司法教育の充実^{*1} <p>消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 3-(4) 法教育^{*2} <p>「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 3-(6) 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定^{*3} <p>第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 第5-1-(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発^{*4} <p>再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 第6-2-(2) - イ 法教育の充実^{*5} <p>経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2章-5-(7) - 治安・司法^{*6} <p>消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5章-4-(1) 消費者教育の推進^{*7} 					

測定指標	令和3年度目標値	達成
1 法務省ホームページ内の法教育関連ページのアクセス件数	対前年度増	未達成

	基準値	実績値				
	2年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	78,836	27,245	36,366	53,850	78,836	37,150

測定指標	令和3年度目標	達成
2 協議会等の活動状況	<p>法教育推進協議会^{*8}及び部会^{*9}（以下「協議会等」という。）を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。</p> <p>なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査^{*10}の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。</p>	達成

施策の進捗状況（実績）

法教育推進協議会を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等の有用な情報交換等を行った。

また、令和2年度に立ち上げた「成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会」において作成した高校生向け法教育リーフレットを全国の高等学校、教育委員会等に約130万部配布したほか、同リーフレットの内容に関する専門家の解説動画や確認テストの公開等を行った。

さらに、令和4年4月から裁判員対象年齢が引き下げられることや、裁判員裁判や司法参加の意義等を扱うこととされた高等学校の新設必修科目「公共」が開始されることを踏まえ、学校現場が授業に取り入れやすく、学習効果の高い模擬裁判教材の作成・提供を目的として、令和3年12月、同協議会の下に、「学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会」を設置し、協議等を行った。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
協議会等の開催実績（回）	10	11	18	8	8

測定指標	令和3年度目標	達成
3 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	法教育活動（教材作成、授業実施等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。	達成

施策の進捗状況（実績）

学校現場からの求めに応じ、法務局や検察庁等の法務省関連機関の職員による出前授業（オンライン方

式を含む。)を実施した。また、高校生向け法教育リーフレットの高等学校、教育委員会等への配布(約130万部)、法教育ホームページのコンテンツの拡充、教員向け法教育セミナーのウェブ会議開催、教育委員会が実施する教員向け研修への法務省職員の講師派遣(ウェブ会議方式による講義を含む。)等、学校現場における法教育授業の実践拡大のための活動を多角的に進めたほか、法教育マスコットキャラクターを利用したツイッター等による広報活動を継続的に行う等の取組を行った。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 法教育授業実施回数(回)	3,553	3,948	4,056	1,243	2,400
2 教員向け法教育セミナー参加者に対するアンケート結果(法教育授業を実践してみたいと思った割合)(%)	-	-	92	-	82

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(各行政機関共通区分)相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1、2、3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものと考えている。</p> <p>測定指標1については目標未達成であったものの、測定指標2、3については目標を達成することができたことから、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p>
	<p>(各測定指標の目標達成度に関する補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>法教育関連情報へのアクセス数は、法教育に関する国民の関心の程度を測るひとつの指標となり得るところ、法教育に関する情報や法教育教材等を掲載する法務省ホームページ内の法教育ページへのアクセス件数は、前年度比47パーセントと前年度実績値を下回り、目標を達成できなかった。</p> <p>なお、令和元年度(53,850件)については法教育ページのレイアウト変更をしたことに加え、小学校の法教育実践状況調査(対象数:小学校等10,000校)の実施により、同調査に参与した小学校からのアクセスがあったものと推察され、また、令和2年度(78,836件)については、高校生向け法教育リーフレットに関する情報を同ページで公開したことにより、アクセス数が増加したものと考えられる。平成30年度のアクセス件数が36,366件であったことに鑑みれば、令和3年度(37,150件)のアクセス件数の減少は、令和元年度以前の水準に回帰したものではないかと推測される。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>法教育の推進には、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して両者の密接な連携を図りつつ、教材の作成等、法教育の推進に資する施策を実施していくことが求められる。</p> <p>令和3年度は、法教育推進協議会を2回開催し、学校現場における法教育の実践状況を踏まえた上で、法教育をさらに推進するために必要な施策や今後の展開、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等について協議を行い、今後の具体的な取組の方向性について検討した。</p> <p>また、同協議会の下に設置されている「成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会」(令和2年度より継続して開催)及び「学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会」(令和3年度から新た</p>

に設置)を6回開催し、各部会において、高校生向け法教育リーフレットの更なる利活用(全国の高等学校等への配布、リーフレットの解説動画の作成等)や、授業に取り入れやすい模擬裁判教材の作成に向け、具体的な検討を進めた。

こうした協議会等の活動を通じ、学校現場における法教育の円滑な実施の支援を行うことができたことから、目標を達成することができたと評価した。

【測定指標3】

法教育の推進のためには、具体的な法教育活動(教材作成、授業実施等)に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下において活動を制限されながらも、高校生向け法教育リーフレットの高等学校、教育委員会等への配布、法教育ホームページのコンテンツの拡充、教員向け法教育セミナーのオンライン開催、教育委員会が実施する教員向け研修への法務省職員への講師派遣(ウェブ会議方式による講義を含む。)、法務局や検察庁等の法務省関係機関の職員による法教育授業の実施(オンラインによる講義を含む。)など、学校現場における法教育授業の実践拡大のための活動を多角的に進めたほか、法教育マスコットキャラクターを利用したツイッター等による広報活動を継続的に行う等の取組により、法教育の実践を拡大させることができたといえることから、目標を達成することができたと評価した。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標1、2、3関係】

「法教育の推進」において実施している協議会等は、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議等を行うものである。同協議会等における協議や検討等は、国民が法教育に触れる機会の充実につながるものであり、また、学校現場での法教育の意義についての理解を深め、法教育の実践を効率的に拡大させることにつながるものであるから、その適切な運営は法教育の推進という目標の達成に寄与するものといえる。

また、法務省関係機関の職員による出前授業を実施するなどして、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うことや、法教育関連情報をホームページで公開するなどして、広く広報活動等を行うことは、法教育の意義についての国民の理解を深め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効である。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。

【測定指標1、2、3】

現在の目標を維持しつつ、引き続き測定指標1～3により、法教育に対する理解促進、法教育に触れる機会の充実等に積極的に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策のため、対面形式以外の取組を強化する。なお、測定指標1に関しては今後、必要に応じて目標値の検討を行う。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和4年7月21日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見等の概要
〔意見及び回答〕

	別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」 番号3-1及び3-2のとおり
--	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「法教育推進協議会における各検討状況」 法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html) 「学校現場における法教育の実践状況に関する調査研究について」 法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html) 「モデル授業例」 法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_jugyou.html) 「教員向け法教育セミナー」 法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/seminar.html) 「成年年齢下げに向けた高校生向けリーフレット」 法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html)
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------------	----------	--------

- *1 「司法制度改革推進計画」(平成14年3月19日閣議決定)
- 第2-2 司法教育の充実
学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。
- *2 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)
- 3-(4) 法教育
法教育の内容の一部として、日常生活を支える私法の基本的な考え方を実感として理解し、身に付けることが挙げられる。自立した消費生活を営むためには、消費活動の前提となる身近な法律である私法の基本的な考え方(私的自治の原則、契約自由の原則など)を理解する必要がある。この点で、商品・サービスの選択から契約に至る一連の過程の背後にある私法の基本的な考え方を理解し、考える態度を身に付け、消費者契約の適正化を目指す消費者教育と法教育は整合するため、連携による実施になじむものである。
- *3 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)
- 3-(6) - 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定
更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、中学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。
- *4 「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)
- 第5-1-(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発
法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させるを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。
- *5 「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)
- 第6-2-(2) - イ 法教育の充実

法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資するための基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)

第2章 - 5 - (7) - 治安・司法

(前略)法教育を推進し、民事司法制度改革を政府全体で進める。

*7 「消費者基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)

第5章 - 4 - (1) 消費者教育の推進

法教育、金融経済教育及び情報教育等の消費者教育と密接に関連する分野の取組について、関係府省庁等が密接に連携して推進する。

*8 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*9 「部会」

成年年齢引下げに向けた環境整備の一環として、成年に達する時期を間近に控えた高校生が、契約や私法の基本的な考え方を習得することにより、若年者の被害者被害の防止・救済を図るとともに、法的なものの考え方を身に付け、私法における権利・責任の主体として行動することができる能力を育む法教育推進のための施策について検討するため、令和2年6月に、法教育推進協議会の下に成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会が設置された。

*10 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成24年度から平成27年度にかけて小・中・高等学校における法教育の実践状況調査を行った。その後、選挙権年齢の引下げ(平成28年6月)、成年年齢の引下げ(令和4年4月)、新学習指導要領への移行(令和2年度から順次実施)等、学校を取り巻く環境は大きく変化している状況にあることから、令和元年度には小学校を対象に再度の調査を行った。